

元日は「大正月」1月15日、
あるいは正月14日
〜16日が「中正月」

○インターネット「はらまち九条の会」検索 で、本会活動や会報をご覧ください。

九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 No.254

2015(平成27)年 1月15日(木)発行



明けましておめでとうございます

■今年はお西暦2015年 ○平成27年 ○干支は乙羊(きのとひつじ) ○明治148年 ○大正104年 ○昭和90年→昭和元年(1926年)から数えて90年にあたりますが、昭和5年生まれの人には90-5で今年85歳、昭和20年の終戦からは90-20で戦後70年です。 ■「羊」の年ですが、羊はおとなしい動物で飼いやすく、肉も毛も皮も人間に大きな恩恵を与えてくれていて、めでたいことや幸せ、姿のよさを表す漢字「祥・善・養・美・鮮・羹・義・群」など多いようです。

3月市議会に「憲法」の再発行・配布の陳情書を提出

現在、安倍政権は「自民党改憲草案」に沿って、第9条をはじめとする憲法の根本的な改定をめざしていますが、現憲法の両者を比較し考えるためにも、市内の全家庭に憲法条文を掲載した『憲法』が備えてあれば便利です。

幸い、今から44年も前に、旧原町市は市の公費で<右>のような『憲法』小冊子を発行し、当時の市内全12,000戸に配布した経緯があります。そこで、市内の4つの「九条の会」(はらまち・鹿島・小高・相双教職員九条の会)では、3月の南相馬市議会に「『憲法』小冊子」を再発行し、南相馬市全戸に配布するよう求める陳情書」を提出を準備中です。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

1971(昭和46)年旧原町市が公費で発行した『憲法』小冊子▶
毎年、市の新成人に、この『憲法』復刻版を手配りしています。



8年(回)目の今年も 新成人に「憲法」を手配りしました

新成人600名に「憲法」を
手配りしたメンバー



新成人に小冊子を配る
参加者



若者の憲法に関心を
もってくださるようには

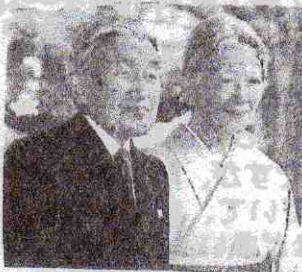
憲法の小冊子
新成人に配布
はらまち九条の会
南相馬市のはらまち
九条の会は十一日、市
成人式会場の市民文化
会館前で、新成人に憲
法の小冊子を配布し
た。
会員ら約二十人が参
加した。晴れ着で会場
を訪れる新成人、一人
一人に「おめでとう」
と声を掛けながら手渡
した。小冊子は昭和四
十六年に旧原町市が発
行した冊子の復刻版。
大人の仲間入りをする
新成人に憲法の意義を
再確認してもらおう
と、毎年配布活動を展
開している。
平田慶幸会長は「成
人を迎えた皆さんに、
憲法が認めている人権
について、じっくり考
えてほしい」と話して
いた。

▲2015年1月13日『福島民報』相双版(11日『朝日新聞』県内版・『福島民友』相双版にも掲載)

○南相馬市は復興計画の基本方針に原子力に依存しない安心・安全なまちづくりを掲げ、3月議会で全国初の<脱原発都市宣言>の協議が進んでいます。○昨年6月9日、南相馬市議会は自衛隊員を守るため「集団的自衛権の行使を容認しないよう政府に求める意見書」を全会一致で可決しています。福島第一原発の事故で悲惨な状況に追い込まれている市ならではの事です。(会報No.241)

≪ 自民党改憲草案 を考える・その⑩ 天皇が「元首」になる! ≫

会員からのTEL 12月、事務局に原町区の80歳の会員Mさんから、こんな電話がありました。



▲2013年12月、傘寿を迎えた天皇と皇后陛下

「平成の現在の天皇は、いつも国民のことを思い、平和を願って憲法を大切に考えていて嬉しく思っています。特に昨年（2013年）12月23日傘寿の誕生日に発表された言葉 ※ に、私は大変感動しています。戦争を本当に嫌い、安倍首相が平和憲法を蔑ろにしていることを、暗に批判しているんじゃないか。自民党が改憲して、天皇を戦前のような「元首」にして「天皇中心の国家」にしようとしています。現在の天皇は全く愚かなことと考えられているんじゃないかなあ。美智子皇后も、五日市憲法に関心をもたれ護憲の考えが強いと思いますよ。」

※2013年12月の言葉とは ○（卒寿の80年で）最も印象に残った出来事は先の戦争。前途に夢を持った多くの人々が若くして命を失ったことは本当に痛ましい。
○（皇室の立場と活動は）憲法の条項を順守し、天皇としての活動を律している。だが、国政に関与するの判断するのが難しい場合があり、宮内庁長官らの意見を聴くことにしている。

以上のような二度の電話でしたが、つまり「現天皇は現在の憲法を遵守され、“自民党改憲案”のような元首制など全く望んでいないはずだ」ということを、訴えられています。

「天皇」の在り方について、現憲法とく自民党改憲草案の「天皇」の章を比べてみると…

○現く憲法＞では
天皇は「日本の象徴」

○＜自民党改憲草案＞では
天皇は「日本の元首」

日本国憲法

第一章 天皇

第一条 [天皇の地位・国民主権]
天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 [皇位の継承] 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 [天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認] 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 [天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任] ① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第一章 天皇

(天皇)

第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

(皇位の継承)

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

(国旗及び国歌)

第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。
2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

(元号)

第四条 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する。

(天皇の権能)

第五条 天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行ひ、国政に関する権能を有しない。

●＜日本国憲法＞は戦争の反省から、主権在民の原理で代表制民主主義を前提にして、近代憲法の大原則の立憲主義で国家の権力を制限し、「天皇は象徴」としました。

●しかし、＜自民党改憲草案＞では、まずく前文＞で日本を「天皇を戴く国家」と謳いあげ、天皇中心の国家と規定しています。「天皇は日本国の元首」＜第1条＞（元首とは対外的に国を代表するもの）と明記し、天皇を積極的に政治的な存在に変えようとしています。

●さらに、「国旗は日章旗とし、国家は君が代とする」＜第3条＞とし、その尊重を強制。「元号」＜第4条＞まで明記し、まるで戦前に回帰し、歴史に逆行する保守的な復古調むき出しの時代錯誤の内容です。

●国旗、国歌、元号などは法律で定めるべきで、憲法で日章旗とか君が代まで規定し、憲法とはそもそも何なのかが分かっていないことを露呈しています。

≪略≫